

議案第14号

養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例（平成16年養父市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「小学生」を「高校生以下」に、「中学生以上」を「一般」に、「150円」を「250円」に、「200円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第14号 養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
区分	観覧料（1人につき）			区分	観覧料（1人につき）		
	常設展示		特別展示		常設展示		特別展示
	団体	個人	1,000円の範囲内において、 市長がその都度定める額		団体	個人	1,000円の範囲内において、 市長がその都度定める額
小学生	80円	100円		高校生以下	80円	100円	
中学生以上	<u>150円</u>	<u>200円</u>	一般	<u>250円</u>	<u>300円</u>		